

公募型製品選定に係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年1月22日

世田谷区教育委員会事務局

1 業務概要

(1) 件名

個別学習支援（ドリル）アプリケーションの購入

(2) 目的

個別学習支援（ドリル）アプリケーション（以下「ドリル系アプリ」という。）を用いて、区立小・中学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の学校及び家庭での学習においてドリル形式の学習問題を提供し、その解答履歴をもとに1人1人の学習の習熟度を把握し、教員による個別最適化された指導につなげることにより、基礎的な学力の定着をめざす。また、このことにより、不登校や家庭環境等により塾等での学習が困難な子どもの学習機会の拡充を図る。

※本件は、ドリル系アプリ製品を選定するものであり、選定された製品の販売方法（メーカー直接販売限定か、代理店販売が有るかなど）に応じて改めて製品指定による一般競争入札等により契約事業者を選定する。

(3) 使用期間（予定）

令和6年5月1日～令和7年3月31日

※ 使用期間の始期（5月1日）は、製品選定後の契約協議及び手続きの影響により、1か月程度前後する可能性がある。

※ 令和7年度、令和8年度、令和9年度についても、本業務に係る予算配当があり、かつ前年度の使用実績が良好であることを条件に、引き続き同じドリル系アプリ製品で契約を締結する予定である。

※ 令和9年度は、使用期間を令和9年4月1日～令和9年8月31日とする予定である。

(4) 予定数量

40,800人

（内訳）

・区立小学校61校 3～6年生 892学級 約25,900人分

・区立中学校29校 1～3年生 380学級 約11,900人分

・区立小・中学校の教職員 約3,000人分

※実際の使用人数は、使用期間開始時に在籍する児童生徒の現況によるものとする。

2 提案限度額

125,500,000円（税込み）（令和6年度分）

3 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または第1次審査時まで取得有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 学習支援についての基本的な考え方は適切であるか
- (3) アプリケーション作成にあたっての基本的な考え方は適切であるか
- (4) 出題される問題が個別最適化された学習を支援するために十分であるか
- (5) 問題特性に応じた多様な解答を多様な方法で入力でき、問題を解いた後に正誤や解説が分かりやすく表示されることで学習理解の定着を図ることに期待ができるか
- (6) 個別最適化された学習を行うために必要な学習履歴データが蓄積され、教員の管理画面において分かりやすいインターフェース表示させることができるか
- (7) 本区が導入している端末機とその動作環境に対応しているか
- (8) アカウントの内容・登録・変更・配付・利用状況の把握の仕方は適切であるか
- (9) 円滑な利用を支援するための方策及び体制は整備されているか
- (10) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (11) 本業務の実施体制（平常時・緊急時の連絡・連携体制）が整備されているか
- (12) 類似業務に係る実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (13) 提案者の独自提案やアピールしたい特徴は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (14) 価格が提案限度額より安価であるか。

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課

〒154-0023 世田谷区若林5丁目38番1号

世田谷区立教育総合センター 統合事務室内

連絡先03-6453-1503 ファクシミリ03-6453-1534

(2) 提案条件説明書の交付期間及び方法

- ① 期間：令和6年1月22日（月）から令和6年2月2日（金）まで

② 方法：教育研究・ICT推進課の窓口配付または世田谷区のホームページからのダウンロードによる。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年2月2日（金）午後5時まで
- ② 提出場所 世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課
〒154-0023 世田谷区若林5丁目38番1号
世田谷区立教育総合センター 統合事務室内
- ③ 提出方法 持参または郵送（締切日必着、書留郵便に限る）による。
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月1日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出場所 上記（3）②に同じ。
- ③ 提出方法 持参または郵送（締切日必着、書留郵便に限る）による。
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。
※電子データについては電子メールで提出すること。

6 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は教育研究・ICT推進課とする。
- (3) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提案者からの提出物は返却しない。
- (5) 区は、必要に応じて追加資料を求めることができる。
- (6) 区は、当該案件に参加を表明した者及び商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 本件は、ドリル系アプリ製品の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。